

令和7年度 県立三条商業高等学校 部活動等に係る活動方針

1. 策定の趣旨

- (1) 学業と部活動等の両立による充実した学校生活の実現
- (2) 長時間に及ぶ活動による疲労の蓄積防止と効率的な練習方法の追求
- (3) 教員の健康及び家庭生活に配慮したワーク・ライフ・バランスの実現

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動等について

陸上競技、野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール（女子チーム）、バドミントン、卓球、弓道、銃剣道

実務競技（珠算・簿記・ワープロ・英会話）、ボランティア・吹奏楽、芸術（美術・漫画・書道）、写真

(2) 年間活動計画の策定について

- ① 活動時間 学期中 平日 2時間程度 週休日等 3時間程度
(練習試合や大会前等を除く)
長期休業中 平日・週休日等 3時間程度
(練習試合や大会前等を除く)

- ② 休養日 平日1日以上、週休日等1日以上、週2日以上とする。
別紙「年間活動計画」による。

③ 年間活動計画策定の留意点

- ・ 大会や大会前の練習で週休日等の休養日が確保できない週がある場合は、大会終了後3か月以内に当該週の休養日を加えて週休日等の休養日を設定する。また、長期休業中には休養日のある程度まとめて設定するようにする。
- ・ オンシーズンとオフシーズンがあり、年間を通じて週ごとの②による休養日の設定が困難な部は、年間を通じて休養日を100日以上、うち週休日等に50日以上となるよう設定する。
- ・ 平日、週休日等ともに午後6時30分までには完全退校する。(後片付けを含む)
- ・ 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない(休養日にカウントする)。この期間に大会等がある場合は校長に相談する。なお、欠点保有者は大会前であっても考査1週間前の部活動参加は認めない。
- ・ 年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 部活動顧問は部活動活動方針策定の趣旨を踏まえた年間活動計画を策定する。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 県高体連・高野連・高文連主催、共催、後援の大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)。
- ③ 本校の部活動にない種目の大会については原則参加を認めない。但し、引率者の確保が可能な場合には、個別に協議する。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。